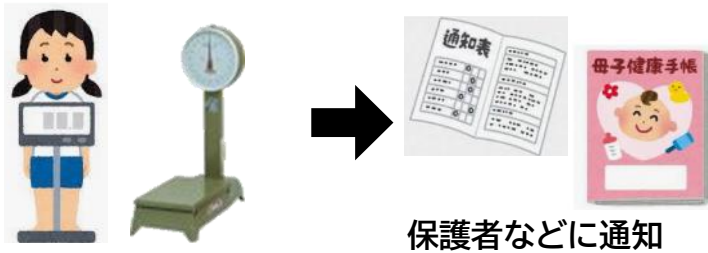
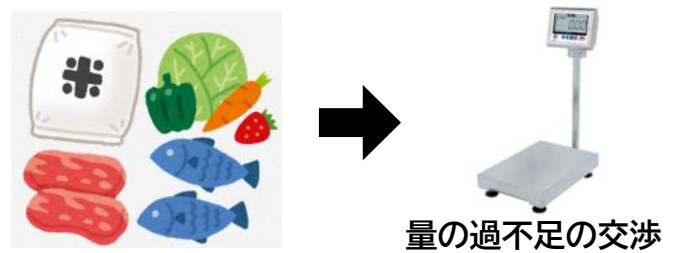


体重測定



給食等食材納品時の検収



体重測定・給食等食材検収用のはかりの

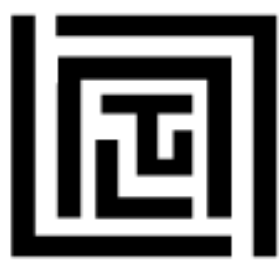
2つの大事なルール

ルール1

はかりは
証印付きを



検定証印



基準適合証印

必ずどちらかの証印が
付いたものを使ってく
ださい
買い替えの時もしっかり
確認を



ルール2

2年に1回
定期検査



はかりも時間が経つと
精度が落ちてきます
トラブル防止のためにも
必ず定期検査を受け
ましょう



「取引や証明」にはかりを使用する際のルール

わが国では、日々の生活の中で適正な計量の実施が確保されるよう計量法という法律が定められていて、次のような「取引や証明」に計量器(はかり)を使用する場合には様々なルールがあります。



「取引や証明」の例です。当てはまるものがないかチェック☑してみてください。

- 身体測定や健康診断で体重を量り、結果を保護者や本人に通知している
- 赤ちゃんの体重を測定し、母子健康手帳に記入している
- 転園や転校の際の書類に体重を記載している
- 給食などの食材の納品の際、はかりを使った検収を行っている

※次のような事例は「取引や証明」には該当しません。

- ◆ 保護者や本人への通知を伴わない単なる確認や内部記録のための体重測定
- ◆ 給食の調理の際に、食材や調味料等の分量を決めるための計量

＜該当するものがあったか＞

計量器(はかり)の使用者登録をしますので、表面の長崎市消費者センターまで、
①事業所名・②住所・③電話番号をお知らせください(メール可)。
※既に登録済みのかた(市の定期検査を受けているかた)は不要です。

＜計量法第2条第2項＞

この法律において「取引」とは、有償であると無償であるとを問わず、物又は役務の給付を目的とする業務上の行為をいい、「証明」とは、公に又は業務上他人に一定の事実が真実である旨を表明することをいう。

必ず「検定証印」または「基準適合証印」が付いたはかりを使ってください

「取引や証明」に使用する計量器は、適正な計量の実施を確保するための厳しい基準をクリアしたものである必要があります。そのような計量器にはそのしるしとして、「検定証印」または「基準適合証印」のいずれかが付いています。「取引や証明」に使用する計量器は、必ずこれらの証印(表示や刻印)が付いたものを使ってください。証印は、はかりの文字盤や側面にあることが多いですが、見つけにくい場合もあるのでわからない場合は、製造元や販売元の事業者を確認してみてください。



検定証印



基準適合証印



電気式はかりに印された検定証印の刻印



【注意】これは家庭用はかりのマークです。「取引や証明」には使えません。



罰則

証印がない計量器を「取引や証明」に使用した場合、6か月以下の拘禁刑もしくは50万円以下の罰金、またはその両方が科される場合があります。(計量法第172条第1条第1号)

2年に1回 定期検査を受けてください

「取引や証明」に使用する計量器は、2年に1回、長崎市が実施する定期検査を受ける必要があります。定期検査は、奇数年度に市内北西部地区及び旧合併町地区を、偶数年度に旧合併町地区を除く市内東南部地区をそれぞれ対象に検査を実施しています。

2年に1度は定期検査!



日時や場所については、対象者にお知らせを送付するほか、ホームページにも掲載します。また、都合がつかない場合や検査にはかりを持ち出せない場合は、民間の検査センターに依頼し、ご自身の事業所で検査を受けることもできます。その他、定期検査の詳細はホームページをご覧ください。

【検査手数料】 ※主なもの

電気式はかり	100kgまで	1400円
	250kgまで	1800円
電気式以外のはかり	100kgまで	500円
	250kgまで	900円

【民間の検査センター】

長崎大和計量検査センター(宿町) TEL095-839-1602
長崎はかり検査センター(長与町) TEL095-856-9867
※出張料等が発生する場合があります



↑定期検査ホームページ

罰則

定期検査を受けなかった場合、50万円以下の罰金が科される場合があります。(計量法第173条第1項)

正しい計量は、安全安心な消費生活の基盤となるととても大事なことです。ルールに違反した場合、重い罰則もありますが、何より社会的信用を大きく損なうことになってしまいます。トラブルを避けるためにも、ルールを守って正しい計量を心がけましょう!

